

平成 28 年 2 月 3 日

文部科学大臣

馳 浩 殿

公益社団法人 日本文化財保護協会
代表理事 那波市郎

要 望 書

平素より日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現（文化を起爆剤とする地域と日本再生）を目指し、文化力による地域と日本の再生、かけがえない文化財の保存、活用及び継承、東日本大震災からの復旧・復興等の重要施策について、強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また貴省では国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等諸問題の解決にご尽力されており、貴省のご指導の下、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えています。

当協会は民間による文化財保護の推進により、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けております。

当協会会員の民間調査組織は発掘調査を通じて、わが国の埋蔵文化財の保存活用に取り組んでおります。

更には改正品確法の遵守、技術者の育成と担い手の確保、コストの削減、作業の安全、新技術開発等への積極的な取り組みを通じて、発注者のご要請等に的確に応え、文化財事業の持続的かつ健全な発展に努めています。

今後、文化財事業の健全な発展のためには、当協会が積極的に対応していくことが重要であり、以下の事項について要望致しますので格段のご高配を賜り、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の民間調査組織は今や埋蔵文化財調査業としての能力と実績を以下の通り十分に備え、これまで調査主体として発掘調査を行う一方、埋蔵文化財行政の発掘調査支援業務にあたっております。

つきましては民間による文化財保護を更に推進し民間調査組織の一層の活用・促進を図るため、以下の通りお願いを申し上げます。

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数が平成 25 年度 5,961 名（平成 12 年度 7,111 名 83,8%）と減少し、発掘届出等件数は平成 25 年度 55,152 件と過去最大でありました。（別添資料参照 1, 2）

国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するため、民間調査組織の活用・促進を一層お図り下さいますようお願い申し上げます。

(1) 豊富な調査実績を保有

当協会会員数は 82 社、年間総額 213 億円（2014 年度実績）国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等（試掘・確認調査～記録保存調査）の受託実績を保有しています。

(2) 埋蔵文化財調査士・補の活用について

当協会は会員企業の技術者に対して、研鑽・品質向上等を目的に平成 19 年度より 9 年間資格試験を実施しています。

試験は第三者委員会（学術・文化を代表する知見者による選考）（筆記・面接）の厳選な審査の下、選考を実施し、CPD 制度（継続教育）も併せて導入しています。

現在資格取得者は 600 名を超えて、将来は埋蔵文化財行政の支援業務の一翼を担うもの確信しています。

◇埋蔵文化財調査士：3 年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を 3 冊以上または研究論文等 2 編以上執筆している者、国及び地方自治体（埋文センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に 20 年以上携わったことのある者。

(3) 会員資格取得者の活用について

会員文化財従事技術者	1, 194 名 (平成 27 年 10 月現在)
埋蔵文化財調査士・補	600 名
学芸員	383 名
土木施工管理技士	1, 203 名

測量士・補

1, 693名

日本考古学協会会員

241名

埋蔵文化財調査士・補をはじめ、上記資格者は発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適切に実施できる人材を保有していますので、積極的な活用をお願い申し上げます。

(4) インターンシップ（就業体験）の受け入れ

当協会各社は地方自治体の要請に応じて、現在考古学を学んでいる学生に対し発掘現場での体験学習を行い、遺構検出、遺跡測量図化、写真撮影、報告書作成など、調査の基本を学ばせることにより文化財保護事業の担い手確保に尽力しています。

2. 参加資格の適正化について

- (1) 埋蔵文化財発掘調査業務は現行建設工事として登録されることがあり、このため発掘調査の経験の無い建設会社が受注し、埋蔵文化財調査を専門とする民間調査機関が下請けとなっているケースが多々見受けられます。これは品質保証・確保、業務遂行に対しての責任等の面からも問題があります。このため埋蔵文化財発掘調査業務は設計・コンサルタント業務として登録を受け付けるものとし、発掘調査に係る民間資格の活用をお願い申し上げます。

3. 技術力による選定について

- (1) プロポーザル方式について
ご当局においては、技術力重視への移行が行われており、プロポーザル方式の一層の採用をお願い申し上げます。
- (2) 総合評価落札方式について
総合評価落札方式は、従来のプロポーザル方式を代替するのではなく、価格競争方式によっていた業務に技術評価の要素を加えて、適切に採用して頂きたいと検討をお願い申し上げます。

4. 経営基盤の安定と諸条件

- (1) 埋蔵文化財調査関連業務量の確保、拡大について
経営の安定と担い手育成・確保のため、引き続き安定的な埋蔵文化財関係の調査関連業務量の確保・拡大をお願い申し上げます。
- (2) 特記仕様書の明確化について（品確法第一章第七条発注者の責務五）

発注業務の特記仕様書において積算が可能となるように、仕様・数量を明確にして頂くことをお願い申し上げます。

(3) 適正な契約変更の実施（品確法第一章第七条発注者の責務）

業務内容の変更に伴う契約変更がある場合は、適宜書面等をもって迅速に実施していただきたくお願い申し上げます。

5. 行政と民間との協働について

(1) 災害時の対応について

災害時には国、県、市町村のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速に、効率的に進めるには官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるようご配慮をお願い申し上げます。

(2) 若手・女性技術者への育成と機会の拡大について

主任調査員（発掘担当者）の実績の代わりに調査員・調査補助員等の評価、若手・女性技術者への育成と機会の拡大については、企業のバックアップ体制の評価も考慮していただき、完全週休 2 日制の流れに応じて、良好な就業現場の整備を目指して努力して参りますので格別のご支援をお願いいたします。

以上

資料

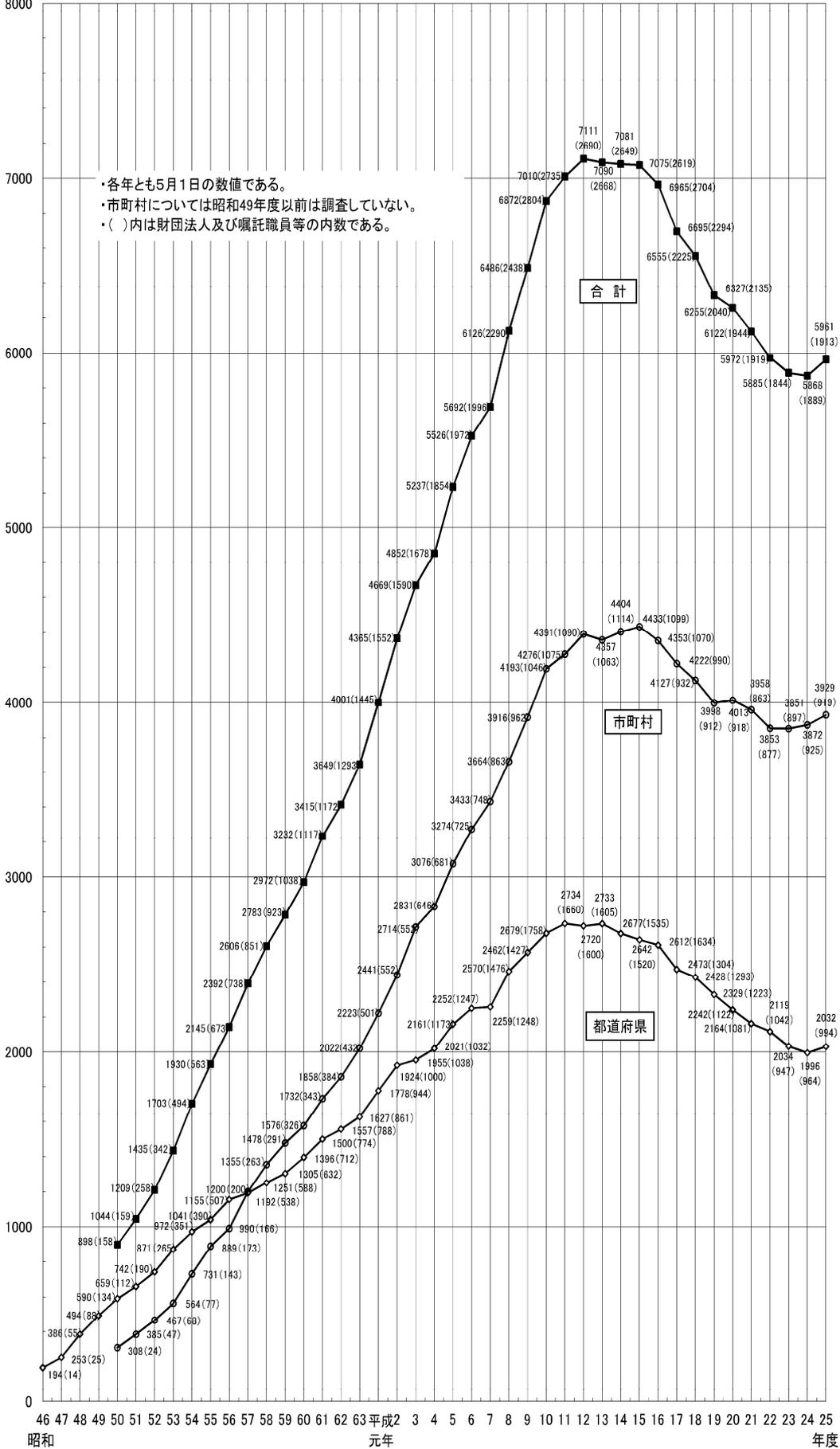
『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（報告）

平成26年10月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
文化庁 (P30,P33 抜粋)

1 埋蔵文化財担当専門職員数の推移図

人数



4 発掘届出等件数の推移図

